

1 公民館の目的（社会教育法第20条）

- ・市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 公民館の事業（社会教育法第22条）

- ・定期講座の開設、生涯学習に関する事業。
- ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を通し社会教育団体の育成。
- ・図書、記録、模型、資料等を備えと利用。
- ・体育、レクリエーションなどの振興。
- ・各種の団体、機関等の連携。
- ・住民の集会その他の公共的利用。

※社会教育

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）。

※生涯学習

個人の主体的な学びを基本とし、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習すること。

※コミュニティーセンター

地域のコミュニティ活動や市民交流の拠点施設。

〔人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (中央教育審議会答申)〕

地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域防災拠点

- ・ 住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習の推進。
- ・ 学習成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていく役割。
- ・ 地域学校協働活動の拠点としての役割。
- ・ 外国人が地域に参画していくための学びの場としての活用。

答申を受け公民館の
あり方を見直す時期
に来ている

第1次実施計画及び第6次生涯学習推進計画に位置づけ 【公民館の機能拡充】

- ・ 地域の社会教育活動の活性化を図るため、公民館における社会教育主事有資格者の配置やオンラインを活用した主催講座を充実。
- ・ 公民館をより身近な地域活動拠点にするため、地域課題の解決に資する講座を開催するとともに、その成果が地域に還元される仕組みづくりの推進。

3 本市の現状

(1) 設置状況

- ・ 47館（うち図書室併設21館）
- ・ 中核館6館（各区に1館）、地区館41館
- ・ 休館日 年未年始
- ・ 開館時間 9:00～21:00（図書室は、9:45～17:00）

(2) 築後経過状況

- ・ 22館が築40年以上（47%）

(3) 管理運営体制（指定管理者：公益財団法人千葉市教育振興財団）

- ・ 公民館管理室（全公民館の統括）
- ・ 中核館6館 各6人5人工（館長1、副館長1、主事2、非常勤2）
- ・ 地区館41館 各3人2.5人工（館長、主事、非常勤）

(4) 主な事業内容

- ・ 主に幅広い世代に向けた主催講座の実施（生きがいづくり、人生を豊かに、趣味、健康）
- ・ 地域課題の解決に資する講座の企画・開催（学習サークルや地域団体との交流から地域課題を把握）
- ・ 利用者や学習サークル運営の相談・助言
- ・ 施設の管理運営
- ・ 避難所運営協力

(5) 利用者状況

項目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用人数(人)	1,094,425	1,080,973	948,509	449,013	634,493	751,545
講座数(件)	787	972	1,085	618	1,065	1,312
延受講者数(人)	36,932	46,467	48,571	12,526	19,775	32,157

(6) 利用者の世代別構成

	未就学児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	未成年 (中学卒業)	成人 (高齢者以外)	高齢者 (65歳以上)
割合(%)	2.0	3.5	3.5	1.4	1.4	25.3	62.9

(7) R4稼働率 46.8% (午前：57.4%、午後：62.8%、夜間：20.2%)

(8) R4 学習相談等件数 3, 115件

(公民館：926件、生涯学習センター：2, 189件)

※生涯学習センターは、生涯学習相談員6人を配置し、年15件程度は学習に関係のない相談も対応。

(9) これまでの公民館

地域における学習・交流の拠点である公民館活動は、社会教育法をはじめとする関係法令の制定に先だって開始され、既に70余年を経過し、活力と潤いのある地域社会の実現のため、大きな役割を果たしてきた。

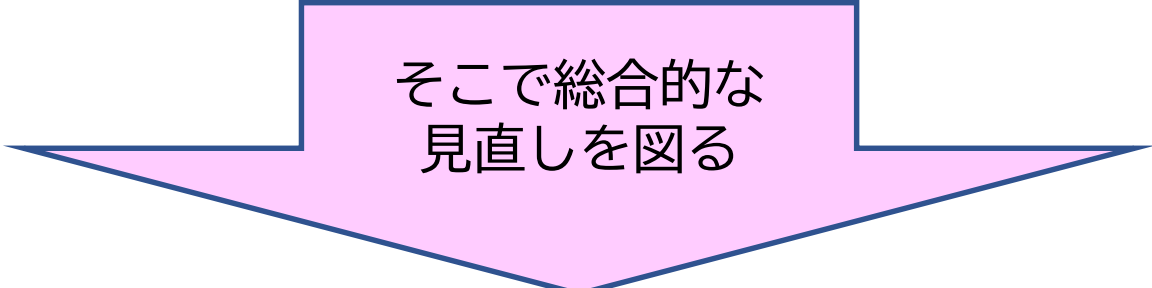
しかしながら、人々の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会の進展、地方分権の推進等、新たな状況が生じており、今後は社会の変化に対応した社会教育の推進が求められているところである。

特に、公民館に対しては、地域に密着した活動・取り組みが期待されており、地域の自由度を一層高めていくことが求められているところである。

4 今後の公民館に求められる役割

これからは

☆公民館の設置及び運営に関する方向性を見直し、ソフト面の弾力化、施設の強化を図ることで公民館活動の振興と充実を図ることとしたい



そこで総合的な
見直しを図る

➤ 公民館の機能強化

- 1 地域拠点としての役割
- 2 防災拠点としての役割
- 3 老朽化対策

5 地域拠点としての役割

(1) つどう場

- ・ 地域開放（特に子どもを巻き込む事業の強化）

子育て世代、子どもの居場所づくりとしての公民館開放（優先予約）
（例：地域食堂、子育ておしゃべりタイム、カフェ、自習室など）

(2) まなぶ場

- ・ 地域生活に根差す学び（講座の拡充）

地域連携による地域課題の把握、解決のための講座開催（社会教育主事の更なる活用）
地域の特色に応じた講座の開催

(3) むすぶ場

- ・ 地域連携による広聴機能の強化（相談支援体制の構築）

生涯学習センター学習相談員、区役所や地域団体との連携
（例：地域課題の好事例紹介、相談情報コーナーの設置
市政報告会の開催など）

地域拠点とするため、地域の方々に「子どもにも親しみやすいような新拠点のネーミング」を検討いただく

これまでも各公民館で実施している事業が多いが、見える化させることが重要。公民館職員の意識強化にもつながる。
今後は市民に対して公民館がどう変わっていくのかを周知していく。

6 防災拠点としての役割

(1) 地域拠点施設としての避難所機能の維持

- ・ 平時から避難所運営委員会と連携

地域拠点である公民館を活用いただくことで顔の見える関係が築かれ、有事の際も連携した災害活動ができる。

(2) 防災機能の確保

- ・ 電力の強靱化政策

(例：太陽光発電設備と蓄電池の設置)

- ・ デジタルサイネージの活用

(例：防災情報の発信)

- ・ ユニバーサルデザインの導入

7 イメージ（例）

〇〇地区の皆様へ

公民館が生まれ変わります☆

地域特性も考慮し、各館が地域と意見交換しながら事業化するのが望ましい。
まずは、公民館職員が地域の皆様とともに考え、このようにHPやチラシなどで周知できるようになったら最初のGOAL！
その後は内容を充実させていく。

〇〇公民館は皆様に愛される地域拠点を目指して、まずはサブネーミングを皆さんと考えた結果、『みんなの公民館』に決まりました（パチパチパチー）

また、地域拠点としてお子様にも来ていただこうと思い、イベントを行います。イベントの内容は内緒！当日は〇〇体験も同時開催で行い、防災拠点としての役割も強化していきます！

〇月〇日（ ） 〇：〇〇 公民館2F

さらに、この地区は福祉に関する様々なご相談が多いため、ロビー脇に相談情報コーナーを設けました。

ぜひ足を運んでください!(^^)!

〇〇公民館

8 今後の予定

モデル公民館を2館決め、効果検証しながら、好事例を他公民館に広げ全公民館に展開

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
モデル公民館の選定 2公民館				
事業実施～効果検証	好事例紹介	→		
	他公民館へ展開	→		

※第6次生涯学習計画（新規・拡充事業）では地域課題解決に向けた講座及び相談支援体制の充実として表示されているが、内容は地域特性に応じて様々でよい。

9 老朽化対策（社会教育施設保全計画の策定と再整備）

（1）現状

- ・ 47公民館、15図書館、生涯学習センター及び南部青少年センターの社会教育施設は、全体の4割近くが築40年以上を経過。
- ・ 耐用年数を超過している施設もあるため、早急に再整備に取り組めるような計画策定が必須。

（2）今後の対応

ア 地域拠点施設としての避難所機能の維持

- ・ 地震や台風などの自然災害の指定避難所や火災等罹災者の受け入れなど、地域の防災拠点としても位置づけられていることから、**原則中学校区に1館を継続。**

イ 施設の複合化による改修

- ・ 周辺老朽化施設の洗出しと複合化の検討。
 - ➡ 新設等の優先順位の設定
 - ➡ 上位を絞り込み実施計画を作成し予算化

※地域住民にとって最も身近な地域拠点として、図書館、いきいきセンター、市民センター、学校、商業施設等との複合化、予約本自動貸出機や証明書自動交付機の設置等を検討。
(財源の確保も検討)